

仕 様 書

1 件名

岡山市立足守小学校ほか 1 2 4 校 固定電話通信サービス契約

2 履行場所

岡山市立足守小学校ほか 1 2 4 校

※所在地については別紙 1 「対象電話回線一覧」のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約)

4 履行期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで (1 5 か月)

ただし、本仕様に基づくサービスを提供する者 (以下「受注者」という。) は契約締結後、順次回線の切替えを行いサービスの提供を開始できるものとし、令和 8 年 1 月 1 日には、全回線のサービスの提供を開始するものとする。

また、岡山市教育委員会 (以下「発注者」という。) は契約終了までの間に次期のサービス提供に係る契約を締結し、次期のサービスへ順次移行する手続きを行うことができるものとする。

5 予定数量

電話回線数及び予定通話量 (1 か月分) は別紙 2 「予定数量内訳書」のとおり

6 要件

(1) 対象電話回線

別紙 1 「対象電話回線一覧」のとおり。

※公衆電話回線については本契約対象範囲から除外する。

※回線数については、令和 7 年 9 月時点の概算であり、学校の開校及び閉校、事務室の増改築等により増減する場合がある。

(2) 通話サービス内容及び付加サービス等

①サービスの種類

P S T N (I P 網へ順次移行) 又は直収電話によるサービスとする。

※ I P 網へ移行後も、現在の電話交換機及び電話機がそのまま使用できること。

②回線種別

現在、N T T 西日本及びソフトバンクが提供するアナログ、I S D N と同等のものとする。

③通話品質等

現在、N T T 西日本及びソフトバンクが提供する固定電話サービスと同等以上の品質を確

保できること（FAX利用時も含む）。

④通話対象

国内電話、国際電話、IP電話サービス、携帯電話、PHSへの通話、FAX通信が可能であること。

⑤番号ポータビリティ

番号ポータビリティを利用し、別紙1「対象電話回線一覧」に記載した現在利用中の番号と同一番号を付すこと。

⑥災害時優先電話

登録済み災害時優先電話が確保できること。また、現在登録されていない回線についても将来的に災害時優先電話の登録が可能であること。

⑦停電時対応電話

契約締結後も同じ台数及び回線数で継続利用できるようにすること。

⑧緊急特番の利用の有無

NTTグループが提供している緊急特番及び3桁番号のうち、以下の番号が利用可能であること。

104番、110番、115番、117番、118番、119番、171番、184番、186番

⑨着信者課金サービスへの発信

NTT東日本、NTT西日本等の電気通信事業者が提供する着信者課金サービスが利用可能であること

⑩サービスの構成について

当調達において、単一のサービスで実現しない場合においては、複数サービスの組み合わせでも可能であること。

(3) その他

①受注者は、発注者が指定する職員(以下「監督員」という。)の指示のもと、サービス開始時期までに円滑な通信に必要な準備、処置を行うこととし、その際の費用はすべて受注者負担とすること。

②当該準備及び処置が終了した後は、監督員の確認を受けること。

③契約期間中に故障・不具合等が発生した場合には、代替措置等を含め監督員と協議し速やかに復旧すること。当該故障・不具合等が受注者に起因するものであった場合は、契約書に定める事項の外、当該故障・不具合等によって生じた一切の費用を受注者が負担すること。

④事業所認識番号「00XY」を付与せずに提示の通話単価が適応されること。

契約する通話単価を適用するために事業者識別番号が必要な場合（携帯電話への通話等含む）は、PBX（PBXが設置してある箇所）で付与することとし、設定変更に必要な経費はすべて受注者側で負担すること。

現在マイライン回線のある学校については、現行業者の識別番号をPBXで付与するよう設定済みであるため、設定変更が必要な場合の経費は受注者側で負担すること。

※既存のPBXについては別紙1「対象電話回線一覧」のとおり。

※PBXの設定変更に必要な経費は初期費用として計上することができる。

⑤直収電話サービスで入札をする場合、設備の都合等やむを得ない事情によりサービスの提

供ができない回線がある場合においては、複数のサービス（N T T 西日本が提供する通話サービス卸等）の組み合わせでの提供も可能とする。

- ⑥発注者から契約内容等の照会があった場合は誠実に対応すること。
- ⑦本仕様に基づくサービスの利用にあたり、現状の電話機の利用方法と変わらないこと。現状から変更となる場合には、設定費用の一切を入札額に含んで提示すること。
- ⑧学校には本契約の対象外の電話回線があるため、当該電話回線に不具合が生じないように十分配慮すること。
- ⑨事故発生時等、緊急時における必要な体制を確保すること

7 入札に当たっての留意事項

(1) 入札方法

入札者は、入札書とともに、入札金額内訳を記載した「入札付属書」を提出するものとし、入札書に記載する金額は、入札付属書の基本料金・通話料金・その他費用をすべて合計した予定総額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

基本料金及び通話料等には、期間を区切ったキャンペーン等の価格は対象としないこと。

合わせて、国際電話の通話料について国（地域）毎の単価表（任意様式）を提出するものとする。

(2) 入札付属書記載の留意事項

①基本料金

基本料金（回線基本料金、付加サービス利用料金）（ユニバーサル料金及び電話リレーサービス料金は除く）は、回線種別、付加サービスごとに単価を記載すること。

基本料金合計は全回線のサービス提供の開始日から契約期間満了までの期間中（24か月）の基本料金（回線基本料金、付加サービス利用料金）の合計とする。

基本料金については、複数のサービスでの組み合わせでの提供となる場合は複数の単価で積算することも可能である。入札付属書には、単価ごとの回線数とそれぞれの単価を記載すること。なお、N T T 西日本が提供する通話サービス卸等での提供で、N T T 回線を利用する場合においても、N T T 回線基本料金及び付加サービス利用料金を記載すること。

②通話料金

各通話区分における通話料金単価（3分間又は1分間単位・円単位以下は小数点第1位まで）を記載すること。

通話料金合計はあらかじめ岡山市教育委員会が別途提示する予定数量を乗じて算出した額とする。（予定数量は推定値であるため実際の使用量は変動する。この量を確約するものではない。）

通話料金については、複数のサービスでの組み合わせでの提供となる場合は複数の単価で積算することも可能である。入札付属書には、単価ごとの数量とそれぞれの単価を記載すること。なお、N T T 西日本が提供する通話サービス卸等での提供で、N T T 回線を利用する場合においても、通話料金を記載すること。

③その他費用

サービスの提供の開始に伴い、初期費用（P B X の設定変更等）が必要な場合は、その他

費用に計上することができる。

また、サービスの提供の開始に伴い、本市が負担する、通話サービス卸工事費及び手続費、回線休止手数料又は回線再開工事費等が生じる場合は金額を記載すること。

8 契約単価及び料金の支払い

- (1) 提出した入札付属書及び国際電話の単価表に記載された基本料金(他社回線の単価を除く。)、通話料金、付加サービス利用料金の単価を契約単価とし、使用数量に応じて料金を支払う単価契約とする。
ユニバーサル料金及び電話リレーサービス料金については、基礎的電気通信役務支援機関及び電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価を支払うものとする。
- (2) 毎月末日締切翌月払いとし、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (3) 初期費用についてはサービス提供開始後、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9 その他

- (1) 本契約の履行に伴い、不要となる既存サービスの解約等手続きが発生した場合について受注者は発注者に協力すること。
- (2) 請求書等の内訳については、各学校の実施回線ごとの仕様内訳及び通話料金がわかるよう電子データより提出すること。
- (3) 受注者は、依頼があった場合には、回線ごとに通話先の電話番号、通話時間、通話区分ごとの料金、通話区分ごとの通話数を電子データ（Microsoft Office Excel 又は CSV 形式）により提出すること。
- (4) 国際電話を利用した場合は、請求書とは別に発信番号、通話先及び国名、通話時間等が判る明細書を提出すること。
- (5) 別表に記載するサービス提供場所については、学校の開校及び閉校、事務室の増改築等により変動が生じることがある。その際、発注者は受注者に通知を行い、受注者は必要な対応を取るものとする。

10 担当・連絡先

岡山市教育委員会事務局学校教育部就学課

担当： 末廣・市村 TEL： 086-803-1583（直通） FAX： 086-803-1883